

消防力の確保等について

《火災発生初期に対応可能な消防力の確保》

論点① 火災の延焼拡大防止のためには、火災発生初期に対応可能な消防力を最大限確保することが必要となるが、消防本部における初動対応をどのように考えるべきか。

(ポイント)

- 火災発生初期に対応可能な消防力としては、火災が発生した地域の消防本部及び消防団、隣接消防本部からの応援が考えられる。また、水源の確保のためには、民間事業者等の協力を得ることも必要と考えられる。
- 消防本部において、木造建築物が密集した地域、強風等の火災発生時の客観的な条件に基づき、直ちに消防本部、消防団の隊を最大限出動させるとともに、隣接消防本部や民間事業者等への応援要請を行う等の対応が有効か。
- 「木造建築物が密集した地域を指定している」事例として、次のようなものがある。
 - ・地勢を考慮し指定(区域の地形、道路及び水利状況など)
 - ・建築事情を考慮し指定(建ぺい率、戸数、建築物の構造・密集度など)
 - ・危険区域判定の結果、危険区域と判定された区域を指定
- 「強風時に出動隊数を増強している」事例として、次のようなものがある。
 - ・平均風速8m/s以上の風が1時間以上継続して吹く見込みには出火報と同時に第2出動
 - ・瞬間最大風速15m超えるときには出火報と同時に第2出動

《消防相互応援による消防力の確保》

論点② 火災発生初期に対応可能な消防力を確保するためには、どのように他の消防本部からの応援を考えるべきか。

(ポイント)

- ・ 火災発生初期に対応可能な消防力は、隣接消防本部からの応援であっても一定程度の時間を要すること、市町村消防の原則等を踏まえると、火災発生消防本部及び消防団を最大限出動させることが大前提。

〔 ※糸魚川市大規模火災において隣接消防本部への応援要請から現着まで要した時間 〕

上越消防：70分 、 新川消防（富山県）：55分 、 北アルプス消防（長野県）：120分

- ・ 応援は、隣接消防本部においても最低限の消防力を確保した上で行うことが必要となり、火災発生消防本部が強風、乾燥等の気象条件であれば、隣接消防本部でも同様の気象条件であることから、応援を行うことができる隊が限定的になるおそれがある。

〔 ※糸魚川市大規模火災における隣接消防本部からの応援隊数 〕

上越消防：3隊 、 新川消防（富山県）：2隊 、 北アルプス消防（長野県）：2隊

- ・ 現状、都道府県外の応援協定は、多くの消防本部において隣接消防本部との協定にとどまっており、協定範囲を拡大することにより多くの消防力を確保する方法も考えられる（他方、協定範囲が広すぎると、到着に時間を要し、火災発生初期の対応に寄与することができないことにも留意が必要）。

〔 ※都道府県外の隣接消防本部以外と応援協定を締結している消防本部 ： 24 / 697本部 〕

- ・ 距離が離れており到着に時間を要する消防本部の応援についても、活動が長期化した場合における水源の補給や隊員の交代等のためには有効。

《応援要請等に係る情報共有体制》

論点③ 隣接消防本部等から火災発生消防本部へ迅速に応援を行うためには、火災発生消防本部と隣接消防本部等の情報共有体制をどのように構築しておくべきか。

(ポイント)

- ・ 火災状況を直接把握できるのは火災発生消防本部であることから、火災発生消防本部が応援要請を行うことが第一手段となり、応援要請を迅速に行うための判断しやすい基準を予め定めておくことが重要。
- ・ 応援要請を迅速に行うための判断しやすい基準の例としては、火災発生消防本部において最大限の隊を出動される指令をかけた場合には応援要請を行うことなどが考えられる。
※ 併せて、火災発生消防本部において最大限の隊を出動させるための客観的な条件に基づく基準の策定が必要(P1論点①)。
- ・ 小規模消防本部等では、火災発生時、応援の必要性を判断する余裕がなく、応援要請が遅くなる場合もあると考えられることから、隣接消防本部等による情報共有も重要。
- ・ 現在、隣接消防本部等による情報共有を行っている例としては、以下のとおり。
 - 例① 大阪市消防局が、消防ヘリ、高所監視カメラ、ハンディカメラ等により災害現場で撮影した映像を、公衆網を介してタブレット端末を所有する大阪府下9消防本部に共有。
 - 例② 千葉県北東部・南部ブロックの20消防本部で共同指令センターを整備し、火災の発生状況や部隊の出動・活動の状況等を一元的に把握。
 - 例③ 埼玉西部消防局、入間東部消防本部等の埼玉県南部の隣接7消防本部で、常時互いの無線を傍受し、火災の発生状況や活動の状況を共有。

《隣接消防本部等による出動体制》

論点④ 火災発生消防本部へ迅速に応援を行うためには、事前に隣接消防本部等の出動体制をどのように構築しておくべきか。

(ポイント)

- ・ 隣接消防本部からの出動を迅速に行うため、協定やその細目計画等で事前に応援を行う隊を決めている例がある。
- ・ 都道府県内全体で出動隊の調整を迅速かつ円滑に行うため、都道府県や代表消防本部が各消防本部と調整を行う体制や都道府県内をブロックに分けてブロックごとで調整を行う体制をとっている例がある(参考①)。
- ・ 応援要請がなくても、被害が大きいと予想される場合は情報収集のため先遣隊を出動する体制をとっている例がある(P3例①、例③等)。

《都道府県の役割》

論点⑤ 効果的な消防応援体制を構築するための都道府県の役割をどう考えるべきか。

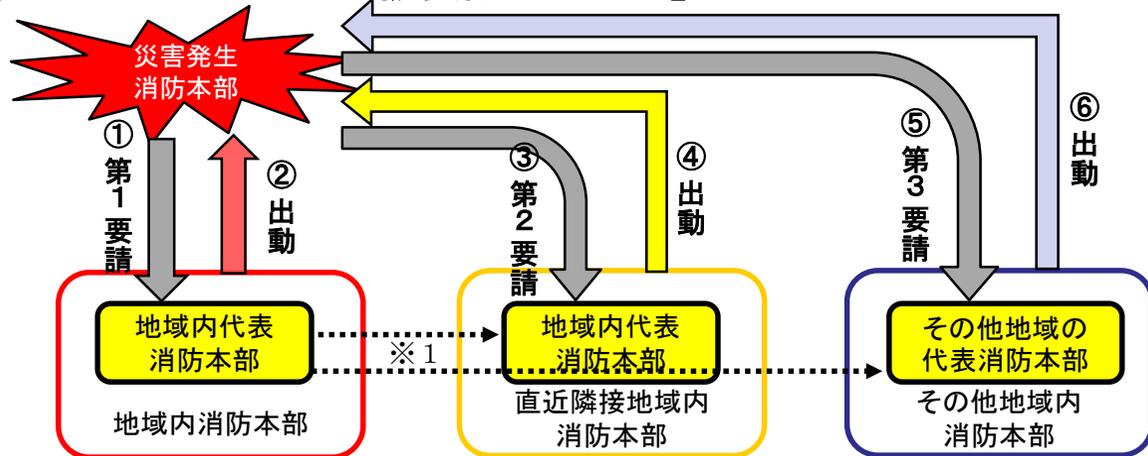
(ポイント)

- ・ 効果的な消防応援体制を構築するためには、隣接消防本部等との調整のみならず、都道府県外の消防本部との調整も必要となることから、都道府県が中心的となって事前調整を行うことが重要。
- ・ 災害発生時も、都道府県内の消防本部間の情報共有、消防庁への報告等の面で、都道府県において災害の状況を随時収集できる体制を構築することが重要。

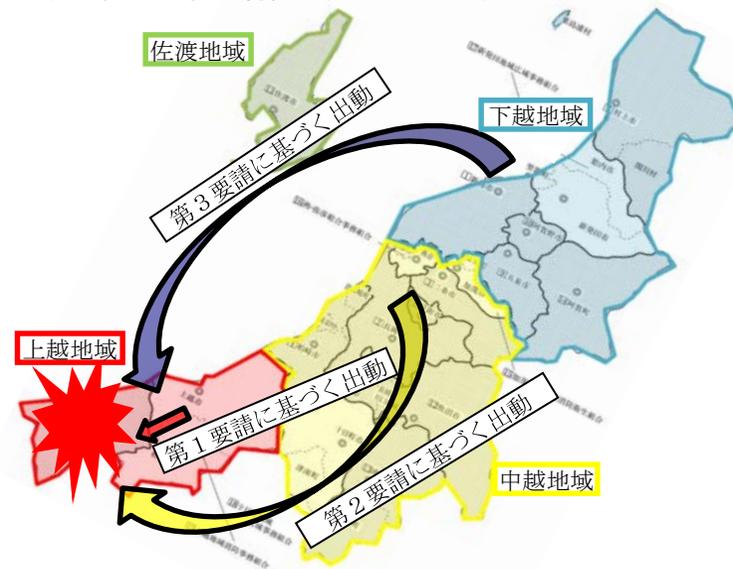
【参考①】新潟県における消防相互応援の例

【各フェーズにおける応援要請スキーム】

(新潟県広域消防相互応援協定)



例：糸魚川市大規模火災における対応



※1 災害が発生した市町村等の長又は消防長が応援要請を行うが、地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うこともできるとされている。

※2 糸魚川市大規模火災では、本協定に基づき第3応援要請があったため、代表消防機関である新潟市消防局を通じて、全県の消防本部へ応援要請、調整等を行った。

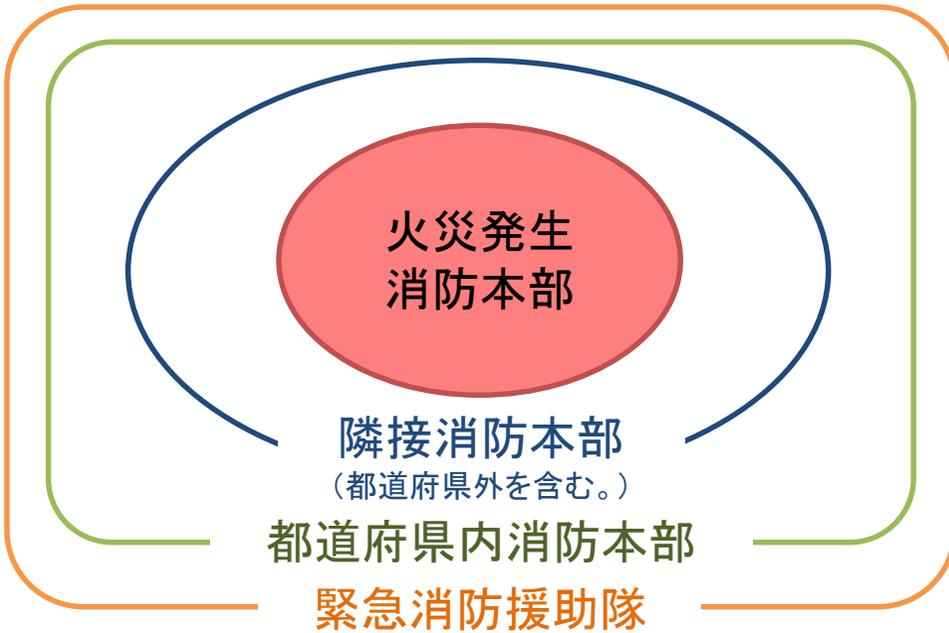
【地域別代表・副代表消防本部及び出動先別事前登録隊数】

地域	地域別代表・副代表消防本部		地域内及び隣接地域応援登録隊数 (第1及び第2要請)	全県応援登録隊数 (第3要請)
上越地域	代表消防本部	上越地域消防事務組合消防本部	消防隊 4隊 救助隊 1隊(1隊) 救急隊 2隊	消防隊 2隊 救助隊 1隊(1隊) 救急隊 2隊
	副代表消防本部	糸魚川市消防本部		
中越地域	代表消防本部	長岡市消防本部	消防隊 16隊 救助隊 3隊(9隊) 救急隊 7隊(6隊)	消防隊 13隊 救助隊 3隊(9隊) 救急隊 4隊(9隊)
	副代表消防本部	三条市消防本部		
下越地域	代表消防本部	新潟市消防局	消防隊 15隊 救助隊 3隊(7隊) 救急隊 8隊(4隊)	消防隊 14隊 救助隊 3隊(7隊) 救急隊 8隊(4隊)
	副代表消防本部	新発田地域広域事務組合消防本部		
佐渡地域	代表消防本部	佐渡市消防本部	消防隊 2隊 救助隊 1隊 救急隊 2隊	消防隊 2隊 救助隊 1隊 救急隊 2隊

※ 隊数の括弧書きは消防隊等に代えて応援できる隊数を示す。

※ 赤枠は糸魚川市大規模火災時に出動する対象となっていた範囲を示す。

【参考②】 消防相互応援の現状



消防組織法

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

相互応援の内容は、広く消防に関することであり、特段限定されておらず、様々なものがあるため、「航空機の応援協定」、「火災対応とは関係のない応援協定」、「特定の場所(高速道路、トンネル、橋梁、空港等)で発生した災害のための応援協定」等は対象外とし、整理。

	応援の根拠等	主な出動スキーム(例外あり)	特徴
隣接消防本部 応援(都道府 県外を含む。)	隣接する消防本部間で協定を締結 ⇒島嶼部を除くほとんどの消防本部 で締結済(673/676本部※)	火災発生消防本部からの要請に基 づいて出動	火災発生消防本部から直接、近距 離にある消防本部に要請するため、 発生初期における活動が可能
都道府県内 消防本部応援	都道府県内すべての消防本部の間 で協定を締結 ⇒46道府県で協定締結済 (東京都は、東京消防庁が都内の他の消防 本部と各々協定を締結することにより対応)	火災発生消防本部からの要請に基 づいて出動(代表消防本部等によ り調整が行われる場合もある)	都道府県内のすべての消防本部 間で調整するため、多数の隊、特 殊な隊の応援が可能
緊急消防援助 隊	消防組織法第44条等 ⇒消防庁において、出動計画や 運用要綱等を作成	消防庁が、火災発生消防本部の存 する都道府県の要請に基づき、他 の都道府県へ調整し、出動	都道府県外のすべての消防本部と 調整するため、多数の隊、特殊な 隊の応援が可能

※ 分子は、隣接消防本部と個別に協定を締結せず、都道府県内すべての消防本部の間で締結した協定において隣接消防本部との応援を含めて規定している消防本部を含む数。分母は、島しょ部等にある消防本部を除いた数。